

# 歳入庁創設による保険料増収額試算について

本資料は、みんなの党が行った歳入庁創設による保険料増収額試算について、試算結果の信頼性や試算の前提等に関して精査した内容をまとめたものである。試算の基本的考え方、前提の置き方、想定対象者数等の観点から、その内容には留意を要する点が少なくないが、徴収率、徴収額向上を目指す歳入庁創設の方向性については認識を共有できることから、今後、みんなの党の考え方や政策案も参考にしつつ、さらに検討を進めていく。

平成24年4月17日  
歳入庁ワーキングチーム

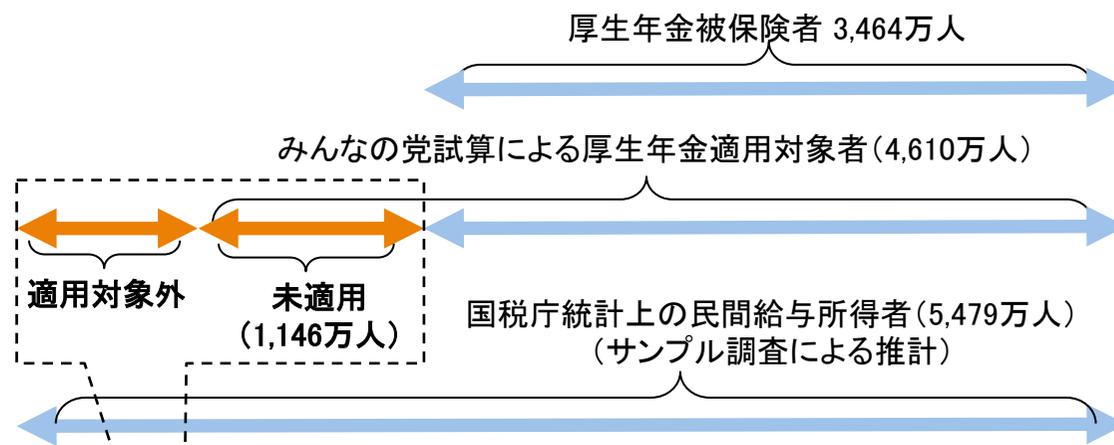
## <1. 歳入庁創設による増加保険料収入額について>

### みんなの党試算

厚生年金の被保険者数と国税統計上の民間給与所得者数には差があり(約1,146万人)、歳入庁創設によりこれらを被保険者として適用すれば、**約10.2兆円の増収**となる。

(内訳)

- ・約8.5兆円(年金・医療保険の保険料の増収)
- ・約1.7兆円(市町村国保から健康保険への移動に伴う国庫負担減少)



### 試算の問題点(保険料部分)

#### ○ 未適用者数(約1,146万人)の推計がかなり過大。

短時間労働者の一部などを適用対象外として除いているが、なお厚生年金の対象とならない者が含まれている。

(注) 国税庁統計上の民間給与所得者には含まれるが、厚生年金の対象とはならない者の例

ア 週労働時間が30時間未満の短時間労働者

イ 従業員5人未満の個人事業所に雇用される労働者

ウ 適用除外業種の個人事業所に雇用される労働者(農林業、宿泊業、飲食サービス業、理美容等の生活関連業等)

エ 70歳以上の労働者

オ 共済年金対象の私立学校の教職員や郵政会社の職員

→ アだけでも約1,000万人と考えられるが、みんなの党試算では年収130万円未満の者(約680万人)のみを短時間労働者として除外している。

また、国税庁統計上の民間給与所得者数には、二カ所以上での勤務者(約240万人)が重複計上されている。

(注) 異なる統計調査から計上したものであることや、重複計上があると考えられるため、厳密な比較は本来困難であることに留意が必要

(参考) ・国税庁が各給与所得者の所得情報を実際に把握しているのは約2,700万人(推計)

・日本年金機構が実際に把握している未適用事業所数:約11万事業所(約50万人と推計)

・平成18年9月の総務省行政評価・監視の結果(勧告)では、厚生年金の適用漏れのおそれのある被保険者を約270万人と推計。

## 試算の問題点(保険料部分・続き)

### ○ 試算に用いている平均標準報酬月額(約27.6万円)が高め

みんなの党試算では、適用もれの労働者が、協会けんぽの全国平均の標準報酬月額(約27.6万円)を得ている前提で計算されているが、未適用事業所の多くは、小規模事業所と考えられ、高めの推計。

(参考) 日本年金機構が最近適用した未適用事業所のサンプル調査では、平均標準報酬月額は26万円となっている。

### ○ 納付率が過大

みんなの党試算では、歳入庁創設により国民年金や国民健康保険の保険料納付率が100%となることを前提としているが、国税の納付率も100%ではない事実を照らせば過大。

※ 国民年金第1号被保険者2,000万人弱のうち、国税庁が所得を把握している者は約8分の1と推計されており、未納者の多くについて国税庁は所得を把握していないと考えられる。

(参考) 現在日本年金機構は、国民年金保険料の免除や強制徴収を行うために必要な所得情報を市町村から得ている。

### ○ 市町村国保の保険料減収額が過小

国民健康保険の保険料減収額の試算において、1人当たり8.3万円の保険料を納付していたものと試算している。一方、健康保険の保険料増収額の試算では、年約370万円の給与収入があると試算しているが、年約370万円の給与収入がある場合の国民健康保険の1人当たり保険料は約13.9万円となるため、市町村国保の保険料減少額も過小な推計。

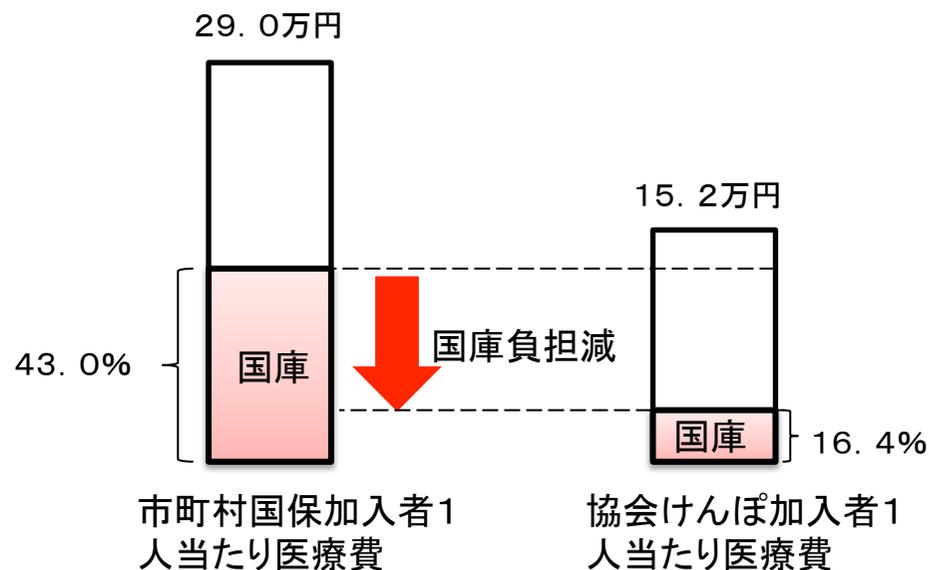
### ○ 未適用事業所の適用・徴収が推進されれば、保険料は増収となるが、税金が増えるわけではなく、年金については将来の給付増にもつながる。

仮に年金保険料の増収分を税金の代わりに使うという発想であれば、それは「保険料の流用」にほかならず、厳に慎むべきことである。

## 試算の問題点(国庫負担部分)

- 保険料収入の増収と同様、人数が過大。
- さらに、同一の者が制度を移動することにより、医療費が減少することはないにも関わらず、協会けんぽへ移動することにより医療費が減少するという試算になっている。

<みんなの党試算>

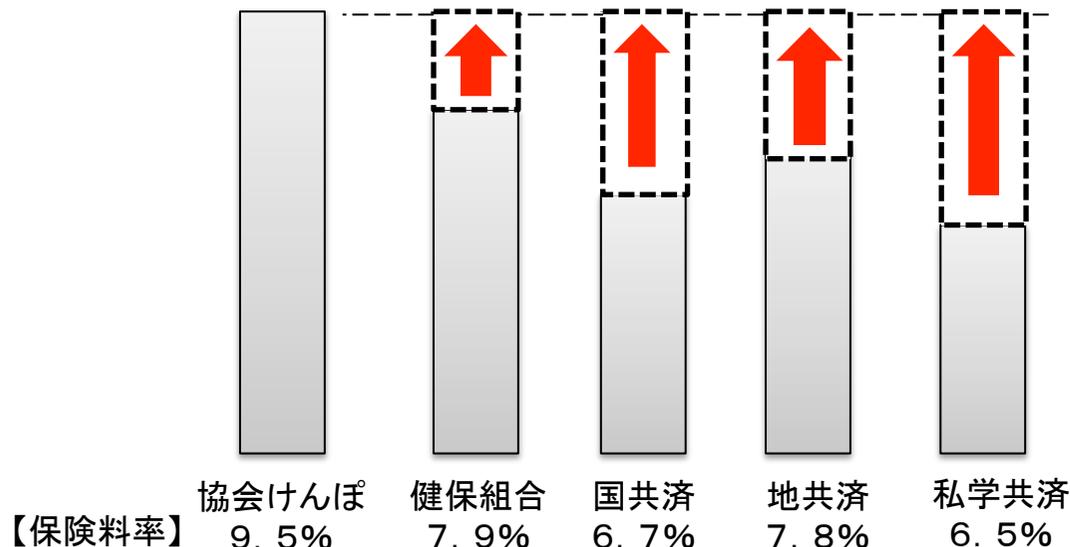


- 市町村国保加入者1人当たり医療費は、協会けんぽ加入者1人当たり医療費より高い。
  - 市町村国保の国庫負担は、協会けんぽの国庫負担より高い。
- ↓
- 1,146万人が、市町村国保から協会けんぽへ移動することにより、国庫負担が1.7兆円減少。

- そのため、国庫負担減少額は過大な推計と考えられる。

## < 2. 被用者保険の保険料統一について >

### みんなの党の試算



○ 協会けんぽの保険料率は、他の被用者保険の平均保険料率よりも高い水準。



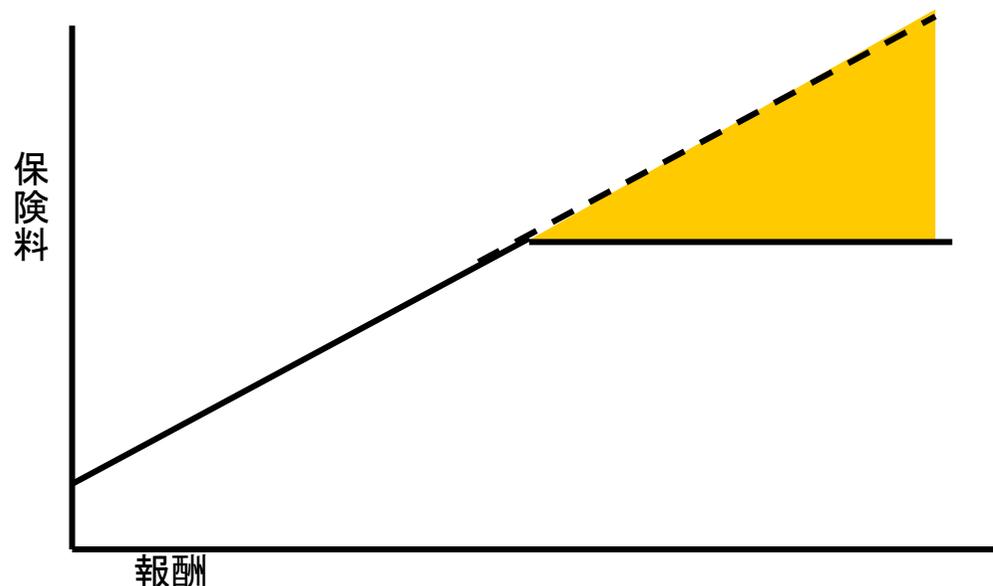
○ 被用者保険の保険料率を協会けんぽの保険料率に統一することにより、保険料収入が約1.8兆円増。

### 試算の問題点

- 機械的な計算としては、その通りであるが、以下の理由から保険料の増収として考慮することは適切ではない。
  - ・健保組合・共済の保険料率は、自主自立の運営で決めていること
  - ・保健事業の効果的な実施や医療費の適正化など、保険者機能の発揮を阻害すること
  - ・医療費等に必要な額以上の保険料収入については使途がないこと
- 保険料率が引き上げられる健保組合等の財政が改善又は黒字になるのみであり、税金に影響はない。さらに、引上げ分の半分は事業主の負担増。
- なお、被用者保険を一元化する場合には、一元化後の保険料率は協会けんぽの保険料率の水準よりも低くなると考えられ、増収にはならない。
- 歳入庁の創設とは別の論点。

### <3. 保険料上限の撤廃について>

#### みんなの党の試算



○ 健康保険及び厚生年金の保険料は、報酬に応じて賦課されるが、上限が設けられている。

(参考)現在の標準報酬月額の上限

健康保険:121万円 厚生年金:62万円



○ この上限を撤廃することにより、保険料収入が約1.7兆円増。

(内訳)健康保険の保険料増収 約0.2兆円

厚生年金の保険料増収 約1.5兆円

#### 試算の問題点

- 機械的な計算としては、その通りであるが、以下の理由から保険料の増収として考慮することは適切ではない。
  - ・健康保険の保険料は医療費に応じて決まるので、上限を撤廃した場合、保険料率が現行制度よりも低い水準となり、保険料の増収にはならない。
  - ・年金は、将来の給付が増加するため、公的年金として支給すべき水準、後世代が負担可能な水準との関係で考えることが必要。
- 仮に保険料徴収の上限を撤廃しても、保険料の増収であり、税金が増えるわけではない。また、増収分の半分は事業主の負担増。
- 歳入庁の創設とは別の論点。